

○山梨県警察における重要経済安保情報の保護に関する訓令の制定について

〔 令和 7 年 5 月 16 日 〕
〔 例規甲（備一資）第 41 号 〕

この度、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和 6 年法律第 27 号。以下「法」という。）の施行に伴い、山梨県警察における重要経済安保情報の保護に関する訓令（令和 7 年山梨県警察本部訓令第 10 号）を制定し、令和 7 年 5 月 16 日から施行することとしたが、その趣旨等については次のとおりであるので、運用上誤りのないようにされたい。

記

第 1 制定の趣旨

法第 5 条第 3 項に規定する指示を受けた山梨県警察が、当該指示に係る重要経済安保情報の保護に関し講ずべき措置及び法第 12 条第 1 項に規定する適性評価に関し実施すべき措置等を定め、山梨県警察における重要経済安保情報の保全に万全を期することとした。

第 2 解釈及び運用

1 保全責任者等（第 3 条関係）

保全責任者は、警備部警備第一課長とする。また、警備部警備第一課次席を臨時代行職員とし、重要経済安保情報の保全に関する業務を担う課長補佐を保全責任者補助者とする。

2 職員の範囲（第 4 条関係）

重要経済安保情報管理者は、指定された重要経済安保情報ごとに当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行わせる職員の範囲を記載した書面を作成し、指定書とともに保管するものとする。

3 重要経済安保情報文書等の保管容器（第 16 条関係）

第 4 項の「重要経済安保情報管理者の定めるところ」については、「規定によることができない場合」の実情に応じ、個別に重要経済安保情報管理者が定めることとする。

4 重要経済安保情報を取り扱うために使用する電子計算機（第 18 条関係）

第 1 項の「重要経済安保情報管理者が認めたもの」は、KAI システムとする。また、共有フォルダに保存された重要経済安保情報を含むファイルの暗号化措置の解除は、あらかじめ当該ファイルを KAI システムの端末装置のローカルフォルダに移動させた

後を行うものとする。

5 交付及び伝達の承認（第22条関係）

当該重要経済安保情報の取扱いの業務を行うこととされている同一の所属の職員の間における重要経済安保情報文書等の交付又は重要経済安保情報の伝達は、あらかじめ重要経済安保情報管理者が承認したものとみなす。

なお、重要経済安保情報の伝達は、原則として重要経済安保情報文書等の交付又は貸与により行うものとする。

6 運搬の方法（第23条関係）

運搬することができない、又は不適当であるときの運搬方法については、当該重要経済安保情報文書等の実情に応じ、重要経済安保情報管理者が個別に定めることとする。

7 文書及び図画の封かん（第25条関係）

「重要経済安保情報管理者が重要経済安保情報の保護上支障がないと認めたとき」とは、警察本部内において立入制限（ICカード式符錠等の鍵により立入制限を行い、かつ、行先の担当者の承諾を得なければ立ち入ることができない場合に限る。）を行っている取扱場所相互間を運搬する場合とする。

8 伝達の方法（第29条関係）

真にやむを得ない場合を除き、所定の暗号化措置を施した電話機で伝達する場合以外の場合においては、電話により重要経済安保情報を伝達してはならないものとする。

9 重要経済安保情報文書等保管管理簿（第30条関係）

重要経済安保情報文書等保管管理簿の作成は、保管する重要経済安保情報文書等が大量となる場合その他必要な場合に行うものとする。